

期日前投票のご利用について

みんなで行こう。明るい選挙。



近年、選挙の投票において「期日前投票」を利用する人が増えています。

令和4年7月10日に行われた「参議院議員通常選挙」においても、投票された人のうち青森県全体では40%近い人が、三戸町でも35%、つまり3人に1人が「期日前投票」を利用しています。

なぜ、「期日前投票」で投票する人が増えているのでしょうか？

◆「期日前投票」を利用する人が増えている理由

①投票できる期間が長く、ご都合に合わせて投票することができます

期日前投票ができる期間は、実施される選挙によっても異なりますが、「選挙告示（公示）日の翌日から投票日の前日までの間」となっています。国や県知事などの選挙では10日間以上、町の選挙では4日間行われ、その期間中に投票することができます。投票できる時間は朝8時30分から夜の8時まで、期間中であれば土・日曜日でも投票することができます。

お仕事帰りに、買い物前に、通院の際に、バスやデマンドタクシーの待ち時間までの間にと、ご都合に合わせて、いつでも期日前投票所で投票することができます。

②段差もなく、靴を脱ぐ必要もありません

期日前投票所は「役場1階 税務課前ロビー」に設置していますので、段差も無く、靴を脱がなくても入場することができます。

③車イスでも安心して投票できます

期日前投票所には、役場庁舎前の駐車場から段差なく入場することができます。段差もなく、会場が広いため、車イスでの移動も円滑です。

役場の入口に常に車イスを準備しており、また、車イス専用の記載台も設置しておりますので、安心して投票することができます。

このように、「期日前投票」には、便利な点がたくさんあります。

「選挙当日に投票所へ行けない」「投票所までの移動が難しい」といった人は、ぜひ「期日前投票」を積極的にご利用して下さるようお願いいたします。

◎ここで1つお知らせ

令和4年11月の公職選挙法施行令の改正により、期日前投票所で提出していただく「宣誓書 兼請求書」の様式から「選挙当日投票所に行けない理由」を選ぶ欄が無くなり、氏名、生年月日、住所の記入のみで、期日前投票を行うことができるようになりました。期日前投票にお越しの際は、投票所入場券の裏側にあります「宣誓書 兼請求書」に必要事項を記載の上、ご持参くださるようお願いいたします。

※投票所入場券が無くても、本人確認の上、投票することができます。

※期日前投票の期間は、広報チラシなどでお知らせしますので、ご確認ください。

SNSで町からの情報をお届けします。
フォローや友だち追加、お願いします。



Twitter



LINE



Instagram